

さいたま小川町メガソーラー
環境影響評価準備書
【 要 約 書 】

令和3年4月

小川エナジー合同会社

目 次

はじめに

第1章	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地.....	1-1(1)
第2章	対象事業の目的及び内容.....	2-1(2)
2-1	対象事業の目的.....	2-1(2)
2-2	対象事業の内容.....	2-2(3)
第3章	対象事業実施区域及びその周囲の概況.....	3-1(62)
3-1	自然的状況.....	3-1(62)
3-2	社会的状況.....	3-2(63)
第4章	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法.....	4-1(76)
4-1	環境影響評価の項目の選定.....	4-1(76)
4-2	調査、予測及び評価の手法の選定.....	4-9(84)
第5章	環境影響評価の結果概要.....	5-1(143)
5-1	環境保全のための措置の基本的な考え方.....	5-1(143)
5-2	調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果.....	5-1(143)
5-3	環境監視計画.....	5-105(247)
5-4	事後調査.....	5-108(250)
第6章	環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地.....	6-1(260)

はじめに

本環境影響評価準備書は、「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）（以下「法」という）第 14 条第 1 項及び「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 10 の規定に基づいて作成したものである。

本事業は、埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第 1 第 5 号の「工場の設置及びその施設の変更」に該当する事業として、埼玉県環境影響評価条例（平成 6 年 12 月 26 日埼玉県条例第 61 号）（以下「埼玉県条例」という）第 4 条第 1 項の規定により環境影響評価調査計画書（方法書）を作成し、同条第 3 項の規定による令和元年 12 月 20 日に埼玉県知事への提出並びに埼玉県条例第 6 条第 1 項の公告及び縦覧並びに埼玉県条例第 6 条の 2 第 1 項又は第 3 項後段の規定による周知の手続きを経た後、埼玉県条例第 8 条第 1 項の規定により令和 2 年 3 月 26 日に埼玉県知事が意見を述べたものである。

令和 2 年 4 月 1 日に法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 53 号）が施行され、太陽電池発電所が法の対象事業に追加されたことに伴い、経過措置により当該方法書は「法第 10 条第 1 項の手続きを経た方法書」とみなされ、令和 2 年 4 月 10 日に方法書手続きの途中で法の手続きに移行したものである。

なお、さいたま小川町メガソーラー事業の事業者は、令和 3 年 1 月 15 日に「エトリオン・エネルギー 3 合同会社」より「小川エナジー合同会社」に名称を変更した。

これは、合同会社の社員構成の一部変更に伴い名称変更したものであり、法人格としての「小川エナジー合同会社」は、「エトリオン・エネルギー 3 合同会社」と同一のものである。なお、「第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」に示すとおり、代表者、主たる事務所の所在地にも変更はない。

これを受け、準備書の事業者名称の表記も、現在の名称である「小川エナジー合同会社」とし、方法書の提出時の事業者名称である「エトリオン・エネルギー 3 合同会社」からの変更を行っている。

